第2章

"こうべ"の市民福祉総合計画 2020 の考え方

1. 計画の意義

「"こうべ"の市民福祉総合計画 2020」は、次のような意義を有する計画です。

● 「市民福祉条例」の理念に基づき、全ての市民の「しあわせ」、「生活の質向上」を 追求するための、その時代の要請に応じた実行計画であり、市民・事業者・行政の各 主体が、現在の市民の福祉をめぐる複合ニーズの増加や制度の隙間の拡がりといった 諸課題に的確に対応するために、これからの5年間に、いかに協働し、何をすべきか を示す計画です。

現在の市民を取り巻く厳しい環境の下では、楽観的な見通しを立てることは難しくなっていますが、新しい発展を目指すという気持ちを共有して、現在の危機を克服していくことが必要です。

将来に向け、人口が減少することが予測されていますが、市民の生活上の不安を克服し質の高い生活を確保するためには、今後ますます共助と公助が両輪となった市民福祉の仕組みを構築する必要があります。

なお、計画期間にとどまらず、10年先・15年先を見据えて計画を策定していく必要があります。



● 市民の福祉は、高齢者・障がい者・子どもなど分野ごとにも市民・事業者・行政の協働により推進していますが、「"こうべ"の市民福祉総合計画 2020」は、各分野における重点施策を総合的に推進する、市民福祉の重点計画であるといえます。

福祉をめぐる、これからの国の制度改正にしっかりと対応するとともに、地域主権を念頭に、市民・事業者・行政の協働による、ユニバーサルデザインの考え方も踏まえた神戸らしい市民福祉を築き上げていく必要があります。



広範囲にとらえた市民福祉の総合的・体系的な推進を図る計画であることとあわせ、 その理念や主要となる事項は、市民・事業者・行政の協働と参画により、ともに築く 「地域福祉の推進」のための計画です。

地域の中の多様かつ複合的な福祉課題に対して、様々な地域資源が分野を越えて連携し、各分野の施策及び地域の支え合い活動などを総合化し、最適に組み合わせて提供することを目指す必要があります。

市民が地域で安心して暮らし続けることができるよう、また、将来を担う神戸の子どもたちが安心して成長できるよう、市民の自助・共助と市民・事業者・行政の協働による支援が途切れずに行われる必要があります。



2. 計画の位置づけ

市では、「市民福祉条例」に基づき、昭和 52 年から市民福祉の総合計画を策定し、計画の進捗と社会環境の変化に合わせて、見直しを行ってきました。「"こうべ"の市民福祉総合計画 2020」は、第 11 次の市民福祉総合計画となります。

昭和				平成					(年度)	
52-54	55-57	58-60	61-63	元-3	4-8	9-13	14-18	19-22	23-27	28-32
						7-9 民舗 興プラン				
"こうべ"の 市民福祉計画		新・"こうべ"の 市民福祉計画				ーーー うべ"の 祉総合計画	"こうべ"の 市民福祉総合計画 2010		"こうべ"の 市民福 祉総合	"こうヘ"の 市民福 祉総合
第1次 3か年 計画	第2次 3か年 計画	第3次 3か年 計画	第4次 3か年 計画	第5次 3か年 計画	前期実施計画 (第6次)		当初5か年 実施計画 (第8次)	後期実 施計画 (第9次)	計画 2015 (第10次)	計画 2020 (第11次)
								地域福 祉計画	(統合)	

(*しあわせの村の開設、ふれあいのまちづくり協議会の結成など市の先駆的取組みを計画)

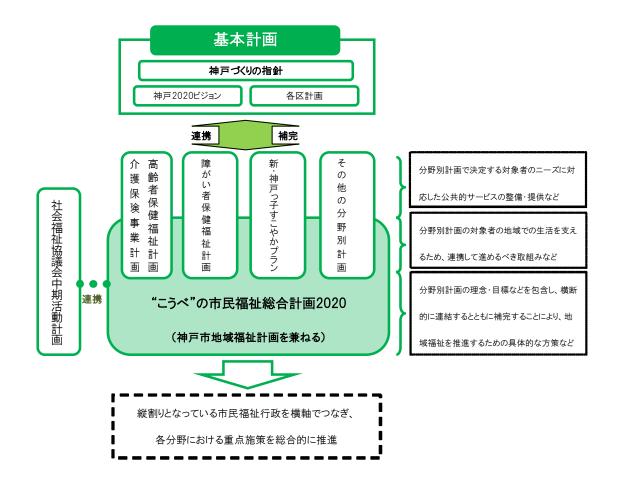


しあわせの村

また、本計画は保健福祉分野の総合計画として、第5次神戸市基本計画の「神戸づくりの指針」(目標年次:2025年)及び「神戸2020ビジョン」(目標年次:2020年度)とは相互に連携・補完するものです。

さらに、高齢者保健福祉計画、障がい者保健福祉計画、健康こうべ 2017、新・神戸っ子すこやかプランなど福祉分野ごとの計画や、住生活基本計画、男女共同参画計画、教育振興基本計画など、市民の福祉にかかる目標を定めた分野ごとの計画が策定されています。本計画は、これらの市民福祉に関する分野別計画が連携して、市民の課題に対応できるように、分野別計画の理念・目標等を包含するとともに、これらが相互に連携・補完しあう、まさに総合的な計画という意義があります。

なお、「社会福祉法」は、法律の目的に地域福祉の推進を掲げており、「市民福祉条例」に基づく本計画は、計画の策定と実行を通じて、市民・事業者の主体的参画を図り、安心・信頼できる地域福祉社会の構築を図っていくものであることから、「社会福祉法」に位置づけられる「市町村地域福祉計画」を兼ねています。



【参考】社会福祉法より抜粋

(市町村地域福祉計画)

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定し、 又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を 公表するよう努めるものとする。

- ー 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

3. 計画の期間

平成28年度(2016年度)から32年度(2020年度)までの5年間とします。

これからの5年間・10年間・15年間は、地域福祉の維持・(再)構築を行ううえで、 最も重要な期間ととらえ、中期的な方向性を見据えた施策と、早期に解決が必要な施 策を両立させていきます。

そのため、課題の克服に取り組むと同時に、新しい芽を成長させる取組みを行い、 市民が安心して暮らせる社会、市民が参加する社会を築き上げていくことを目指しま す。

なお、期間中は、計画に定めた施策を着実に推進していくことを基本としますが、 計画の進捗状況や、社会情勢の変化等を把握して、成果を検証しながら柔軟に見直し ていくことを予定しています。



4. 前計画「"こうべ"の市民福祉総合計画2015」の検証・評価

(1) 前計画の基本理念

第 10 次の計画にあたる「"こうべ"の市民福祉総合計画 2015」(計画期間:平成 23 年度から 27 年度の5年間)は、「人がつながる、安心・支え合いの市民福祉」を目指し、その基本理念を、次のとおり定めました。

『市民一人ひとりが、人と人とのつながりや互いの尊厳を保ちながら、安心で安全な生活を送ることができるよう、多様な主体が、地域を軸として、相互に連携し協働して、深刻化・複合化している市民福祉の課題に的確に対応し、ともに支え合う地域福祉を維持・(再)構築することにより、あらゆる人を重層的に包容する社会の実現(ソーシャル・インクルージョン)を目指します。』

(2) 基本理念を実現するための方向性

この基本理念を協働により実現するための方向性として、これまで築き上げてきた「強み」を活かし、「弱み」「足りない分野」を克服していくことが必要だと考え、その具体的な方策として、以下の3つの柱に沿って取り組んでいくこととしました。

- 1. ワンストップサービス機能の充実を中心とする相談対応の総合化
- 2. コーディネーターの配置をはじめとする、地域の多様な支援者間の連携を支援
- 3. コミュニティビジネスの取組み支援など、地域福祉の今日的課題への対応

(3) 検証・評価

この5年間の実施計画の施策を着実に進めていくために、方策ごとの工程表を設定するとともに、計画の進捗状況や、社会情勢の変化等を把握し、成果を検証しながら、新しい目標に取り組むなど、柔軟に見直しを行ってきました。市長の附属機関である市民福祉調査委員会に設けられた小委員会を中心として検証・評価を行い、新たな取組み方策の企画・立案につなげてまいりました。

(4) 見えてきた課題と第 11 次計画に向けて

ワンストップサービス機能の充実のために地域福祉センターを活用した相談対応の 総合化については、概ね小学校区をエリアとしたふれあいのまちづくり協議会が活動 の主体となり、市民が身近な場所で安心して相談でき、必要に応じて専門機関に円滑につなぐ仕組みに取り組んでまいりました。しかし、活動が活発な地域がある一方、活動者の高齢化や固定化、発信される情報の不足などにより、柔軟な活動ができない地域も見られるといったことが課題となりました。そのため、今後は、ふれあいのまちづくり協議会での実施が難しい地域については、あんしんすこやかセンターなど他の社会資源との連携や新たな支援の方法の検討が必要であり、より一層市民が相談しやすい場所となることが求められています。

また、コーディネーターの配置として、この5年間で、地域福祉ネットワーカーの各区社会福祉協議会への配置が完了し、制度の狭間の問題や複合的な課題を抱える市民に対して、多様な関係機関・関係者とのネットワーク構築により、専門的な機関へのつなぎ・橋渡しをすることで、いくつもの事例の解決に結びつけることができました。今後も増加し続ける課題に対応していくため、配置の拡充の検討や、これまでの経験を活かし、地域福祉ネットワーカーに情報が集まる仕組みづくりや円滑で柔軟な支援ができるような体制づくりが求められています。

さらに、コミュニティビジネスの取組み支援など、地域福祉の今日的課題への対応として、研修や講義を継続実施することなどにより、コミュニティビジネスを志向する市民や団体等への支援を実施し、多くの市民が福祉に関心を持ち参加できるよう、ボランティアの養成等を行ってまいりました。今後も、地域の中でやる気のある人をコミュニティビジネスに導き課題解決につなげていくことが肝心です。場所と人、仕事づくりの関連性についても包括的な視点で見ていくべきであり、地域とNPO等が連携して課題解決に向けて取り組み、支援を引き続き行っていく必要があります。

このように、これまでの「"こうべ"の市民福祉総合計画 2015」の推進にあたり、市民福祉にとって、この計画が果たした役割の中で、実現できた部分、また見えてきた課題などを十分に踏まえ、市民福祉調査委員会の小委員会などにおいて議論を重ね、より一層充実した市民福祉を推進するため、第11次の計画である「"こうべ"の市民福祉総合計画 2020」の策定につなげてまいりました。

コラム

地域福祉ネットワーカーのこれまでの取組みについて

中央区では人口の約1割を外国籍の人がしめるという状況があります。「外国から日本に来たばかりの子どもの中には、小学校の勉強についていけず孤立している」という課題について、吾妻ふれあいのまちづくり協議会委員長より地域福祉ネットワーカーに相談が入りました。

地域の住民と課題を共有するための学習会を開催しながら、住民、賀川記念館、中央むつみ会、神戸定住外国人支援センター、中央小学校等を構成メンバーとする「吾妻地域福祉ネットワーク会議」を立ち上げました。そして、支援を目的とした協議を行う中で、外国にルーツをもつ子どもたちへの学習支援と新たな居場所として、「はいず」の取組みを賀川記念館でスタートすることにつながりました。

また、「はいず」の取組みを通じて、外国籍の母親が「学校から保護者あてに送られてくる文書の内容が分からない」などの新たな課題が分かり、「地域福祉ネットワーク会議」で話し合いながら、賀川記念館や神戸YWCAなどによる困りごと相談、日本語学習、地域住民と母親の交流などの活動に発展しました。

このように、各区社会福祉協議会に地域福祉ネットワーカーが順次配置されていく中で、その取組みや役割が周知され、次第に民生委員・児童委員や地域住民、あんしんすこやかセンター、くらし支援窓口などから、また、福祉課題を抱える本人から直接相談が入ることも増えてきています。

〇 主な取組み

- 商店街の元喫茶店を利用した居場所づくり
- ・30 代男性の就労と自立した生活に向けた支援
- 粗暴行為により周辺住民に迷惑をかける男性の社会的な孤立への対応
- ・家はあるが路上生活を送る男性の自立への支援 など



外国にルーツを持つ子どもの学習教室「はいず」

5. 計画の基本理念

(1) 基本理念

「"こうべ"の市民福祉総合計画 2020」は、その基本理念を、次のとおり定めます。

市民一人ひとりの地域での安全で安心な生活が保障され、あらゆる人が社会から排除されずに居場所と役割を得て生活できる包摂的な地域社会の実現(ソーシャル・インクルージョン)を目指していく中で、自主・自発的意思をもった市民が地域社会における課題解決に向け、事業者・行政など多様な主体とともに、意思決定を行い、多様な取組みを実践していく「ローカルガバナンス」(自律と分権に基づく協治)を具現化していきます。

本計画では、全ての市民の「しあわせ」、「生活の質向上」を追求するため、2020年を目標年次とし、高齢者や障がい者など支援を必要とする人も含めた市民の誰もが役割を持ち、同じ社会の一員として包摂し、お互いに支え合い、助け合う地域社会(ソーシャル・インクルージョン)を目指します。

「市民福祉条例」には、「市民は、サービスを受ける単なる受益者ではなく、自ら能動的に参画・活動していくことで、人々が安心して暮らせる地域づくりが行われる」という「市民福祉」の基本理念が定められています。

この基本理念の趣旨を踏まえ、「ソーシャル・インクルージョン」の真の実現のために、自主・自発的な意識と意欲をもった市民の参画を保障した自律・分権的な地域社会のなかで、市民をはじめとした多様な主体が、相互に主体となり、弾力的に連携・一体となりながら、地域課題解決に向けた様々な具体策を実践していく「ローカルガバンス」(協治)の具現化が不可欠です。

多様な主体とは、市民、民生委員・児童委員、主任児童委員(以下「民生委員」という。)、地域住民組織などの団体、ボランティアグループ、NPO、社会福祉施設等、医療機関、地域の企業・事業所、学校、全市・各区の社会福祉協議会、行政まで、あらゆる主体を指しますが、特に、高齢者・障がい者・子育て世帯など支援を必要とする市民が積極的に参画し、各主体が共感を深め、支え合う地域福祉を推進していきます。

(2) 基本理念を協働により実現するための地域福祉政策

神戸には、「市民福祉条例」の制定・しあわせの村の整備など先駆的な取組みや、小学校区・中学校区を単位とした拠点の面的な配置、分野ごとのサービスの量的整備、早くからの市民の組織的活動をはじめとする豊富な人材による活発な地域福祉活動、震災時の市民のつながり・支え合いによる克服の経験、NPOなどの新たな市民活動の根づきなど、様々な地域の資源が揃っています。

基本理念を実現するために、これまで築き上げてきたこのような多くの「強み」を 生かして、「弱み」「足りない分野」を克服していくことが必要です。

基本理念を実現する地域福祉政策の4つの方向性

社会環境の変化に伴い、福祉ニーズが多様化・複雑化し、既存の制度・枠組みを超えた支援の必要性が高まっています。また、社会福祉の各制度において地域志向の流れがある中、地域の課題に地域全体で取り組むことが求められつつあります。

そのため、全ての市民が住み慣れた地域の中で安全に安心して暮らせるために、地域福祉基盤の醸成が求められています。

地域福祉は、制度によるサービスの安定的な供給と市民の能動的な参画の両方が伴うことで充実しますが、これらが効果的に結びつくために必要となるものが地域福祉のプラットホームです。また、今日的な地域福祉を考える上で、「しごと」は市民が安定した生活を送るための最も重要な要素のひとつであると考えられます。

① フォーマルサービスの安定的供給

市民が地域福祉の主体として活躍していくためには、市民が地域で安全に安心して 暮らせることが保障されていなければなりません。

そのため、フォーマルサービスが安定的に確保される必要があり、福祉サービスの 充実やサービス供給体制の整備等が求められます。

また、その人らしい生き方を尊重し、虐待などの権利の侵害を受けることがない、 あたりまえの権利が守られることが必要です。

② 市民の能動的参画の促進

様々な市民が、フォーマル・インフォーマルを問わず能動的に参画し、いろいろな 主体と互いに関わり合いを持つなかで、地域の課題解決につながる新しい取組みが生 まれます。そのため、市民をはじめとした多様な主体の参加を広げていきます。

また、今日的な福祉課題に対応するためにも、市民は担い手として参加するだけではなく、主役となって課題解決の意思決定に参画できる環境づくりが必要です。

③ 地域福祉のプラットホームの構築

既存の制度・枠組みでは対応できない地域福祉課題に対応するため、フォーマル・インフォーマルの両サービスを効果的に支援に結び付けるとともに、必要に応じて市民をはじめとした多様な主体による話し合いにより課題を解決していく仕組み(地域福祉のプラットホーム)の構築が必要です。

④ 「しごと」と生活の安定

「しごと」は、市民一人ひとりが安定した生活を送るために欠かせないものであり、 また、地域社会において役割を果たしながら社会的なつながりを保ち、自分らしい生 き方を実現していくうえでも重要です。

誰もが身近な場所に「しごと」を確保できるよう、多様な働き方を創出する取組みが必要です。



6. 計画を推進する主体

地域生活・地域福祉を支える各主体は、福祉課題が複合化する中で、その活動や連携の隙間をつくらないこと、役割が偏重することを防ぐこと、そして、そのつながりをさらに強めていくことが必要です。

各主体に求められ、担うべき役割・あり方は、次のように考えられます。

(1) 市民

全ての市民は、自らの生活自立・維持向上に努めるとともに、人を思いやり、時間や能力に応じて、近隣や地域での福祉活動に努めることが求められます。

また、誰もが社会とのつながりを維持・構築していくよう努めます。

(2) 地域住民組織

民生委員、自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会、あるいは地域の各種団体の代表者が中心となって組織されているふれあいのまちづくり協議会(以下「ふれあいのまちづくり協議会」という。)など、地域の住民による諸団体は、これまでもこれからも、地域住民の生活を最も身近に支える存在です。

将来を見据えて、これまで以上に住民同士の絆を深め、世代間のつながりを再構築 するとともに、参加住民を増やす環境づくりが必要です。

(3) NPO・ボランティア等

市民の生活ニーズに対してよりきめ細かく対応する代表的で今日的な福祉活動として、小規模なものから生活協同組合、一般社団法人など大規模な組織まで参加団体の数が増加しています。担い手の確保や活動財源等に課題も見られますが、地域の中で、専門性を生かし他の主体と協働して福祉課題に対応していくことが期待されます。

(4) 社会福祉施設等

高齢者、障がい者、児童等の各分野において、専門機能を有し、豊富な人材・ノウハウを、地域に向けて発揮することが求められており、他の主体と協働して地域の中の福祉課題に対応するとともに、地域の中のより身近で開かれた拠点としての役割が期待されます。

また、社会福祉法人の制度の見直しにより、今後より一層、地域福祉の担い手として積極的に関わることが期待されます。

(5) 保健医療機関等

市民の健康及び生命を守るため、利用者本位かつ適切な医療等の提供に努めるとと もに、かかりつけ医を中心とした医療と行政・地域住民組織等なども含めた福祉関係 者全体の顔の見える関係づくりといった幅広い連携が求められています。

(6) 地域の企業・事業所

企業・事業所は、企業の社会的活動(CSR=企業の社会的責任)として市民福祉・ 地域福祉活動に参加することが求められます。

また、市民福祉を実現するうえで、労働環境づくりや正規雇用の拡大も含めた雇用の安定及び雇用機会の確保という大きな役割が期待されています。

(7) 教育機関等

小・中・高等学校及び大学等は、その校種や目的に応じて教育・研究活動を行ってきており、専門知識・技術を持った福祉人材の育成や、市民福祉施策に関する企画・立案に加え、地域における知識拠点・地域の一員として、市民・事業者・行政と協働して、地域福祉の課題をともに考え、地域主体の生涯学習や防災活動などの取組みを進めていくことにより、市民の日常生活をより豊かにしていくことが期待されます。

(8) 社会福祉協議会

市社会福祉協議会や区社会福祉協議会は、「住民、ボランティア団体、民生委員・児童委員、社会福祉関係者などの参加・協力のもと福祉のまちづくりを行う民間団体」であり、「地域福祉の推進を目的」と法律上明記されています。

地域福祉のネットワークの核となる団体であり、地域福祉のコーディネート力、調整力の発揮が求められています。

また、地域福祉活動に関するノウハウ・情報の蓄積とともに、先駆的な福祉事業の 企画・提案が期待されています。

(9) 行政

地域福祉の推進及び福祉サービスの充実に向けた仕組みづくりを担う市役所、地域に身近な相談支援機関である区役所や他の公的機関の連携により、行政としての総合力を発揮して幅広いセーフティネット機能を構築し、貧困の世代間連鎖の防止など深刻化する市民福祉課題に対応していきます。

また、各主体がよりきめ細かな地域福祉活動に参加・参画できるよう、協働して、 制度を維持・構築するとともに、必要な支援を行います。

7. 圏域・活動エリア

市民の日常生活における「地域」については、世代によって、また、何をするかによって、いろいろな範囲が考えられます。

市民福祉を推進していくために、取り組むべき内容ごとに、必要かつ効果的な圏域を 設定する必要があるとともに、それぞれの圏域が重層的につながる仕組みが必要です。

隣近所の声の掛け合い、小地域での見守り、子どもから高齢者にいたる多世代が福祉活動に参加するための、多元的かつ重層的なエリアを設定し、つながりを維持・構築する必要があります。

(1) 近隣のエリア (隣近所、〇丁目など)

隣近所、〇丁目など、市民同士があいさつを交わし、日常的または定期的に顔を合わせるなど、市民が互いに支え合うことを実現する大切なエリアと位置づけます。

(2) 概ね小学校区(ふれあいのまちづくりエリア)

概ね小学校区ごとに地域福祉センターがあり、ふれあいのまちづくり協議会が結成され地域に根ざした活動が行われています。

ふれあいのまちづくりの圏域を基礎的な支え合いのエリアとして、住民が身近な地域福祉センターで困りごとや希望を伝え合い、ともに助け合ったり必要に応じて専門機関に円滑につなぐための仕組みを構築していきます。

(3) 概ね中学校区(介護保険の日常生活圏域、あんしんすこやかセンターのエリア)

高齢者の総合相談窓口であるあんしんすこやかセンター(地域包括支援センター) が包括するエリアとして、専門的かつ包括的な相談及びマネジメントに応じています。 高齢者分野では、概ね中学校区単位の日常生活圏域を単位とした地域包括ケアシス テムの構築が進められています。

また、子ども分野では、概ね中学校区を基準として児童館が整備されています。

(4) 区のエリア

区役所・支所では、出産・育児相談や、関係機関と連携した地域での児童虐待の発生予防、早期対応、継続支援に取り組んでいます。

また、区単位に、障害者地域生活支援センターを設置し、障がい種別に関わらず障がい者の総合的なケアマネジメントや生活支援を行っています。

なお、区役所や区社会福祉協議会は、高齢・障がい・子どもといった分野をまたぐ ニーズを持つ人に制度が届かないといったことがないように、ふれあいのまちづくり や、支援者の活動を支えるために、区をエリアとした地域連携の仕組みの確立(支援 者・団体間のネットワークづくり、顔の見える関係づくり)が必要です。区社会福祉協議会に配置されている地域福祉ネットワーカーや各コーディネーターに、地域の課題が集まり、それを各専門機関につなげ、解決していく仕組みを強化していきます。

(5) 市域(全市)のエリア

セーフティネットをより重層化するうえで、全市を圏域と位置づけ、また、区や地域の特性を考慮しながら、全市的な施策を進めていきます。

上記のほかに、例えば、支援を要する人の居場所が、その人一人ひとりが思いを共有できる「つながり」も大切であり、その人が安心した生活を続けるために、最も適切かつ必要なことを援助すべきと考えられます。また、他地域に通う人であっても、生活している地域におけるつながり、地域の支え合いは重要であることに変わりありません。

震災などの大きな自然災害の際には、遠くの親族・友人・仕事仲間などのサポートも 大切だということを経験しました。市民の幅広い参加意識を支えるための広域の圏域設 定など、選択的な「活動圏域」も必要といえます。

圏域を示すことは必要ですが、範囲外の人を排除することにつながってはなりません。



【圏域・活動エリアのイメージ(例)】

(あんしんすこやかセンターや障害者地域生活支援センターは、地域における高齢者・障がい者等の代表的な専門機関として例示していますが、他にも、障害者就労推進センター、発達障害者支援センター、こども家庭センターなど多くの専門機関があります。)

区別の主な拠点等の数

		東灘区	灘区	中央区	兵庫区	北区	長田区	須磨区	垂水区	西区	合計
人口		214, 090	135, 921	131, 768	106, 480	220, 761	97, 667	163, 051	219, 443	246, 273	1, 535, 454
小学校区		14	12	10	8	34	14	20	23	29	164
地域福祉センター		16	14	16	15	35	21	21	24	30	192
民生委員		269	227	214	217	338	272	266	299	360	2, 462
	うち 主任児童委員	32	34	29	31	50	37	43	38	38	332
友愛訪問グループ (※1) [注1]		63	88	89	174	210	332	136	260	46	1, 398
登録 ボランティア (※1) [注2]	個人	149	271	369	137	258	204	215	189	220	2, 012
	団体	355	176	524	224	342	103	327	247	234	2, 532
NPO法人		108	60	221	45	78	61	57	63	68	761
児童館		11	11	11	9	24	10	14	14	19	123
教育・保育施設等の 利用定員(※2)		3, 642	2, 073	2, 079	1, 482	3, 146	2, 261	2, 345	3, 315	4, 226	24, 569
日常生活圏域(介護保険)		11	7	7	8	10	7	8	11	9	78
特別養護老人ホーム [注3]		11	7	8	8	18	7	9	14	15	97
()内は定員		(559)	(356)	(415)	(462)	(961)	(335)	(540)	(658)	(1, 247)	(5, 533)
あんしんすこやかセンター		11	7	7	8	10	7	8	9	9	76
障害者 地域生活支援センター		2	1	1	1	2	1	2	2	2	14
グループホーム (※2)		2	2	6	4	51	6	8	14	34	127
()内は定員		(10)	(9)	(33)	(16)	(216)	(28)	(28)	(55)	(174)	(569)

平成27年9月1日時点(ただし、※1は平成27年3月末、※2は平成27年4月1日時点)

- [注1] ひとり暮らし高齢者の見守り活動を行っているボランティアグループ
- [注2] 各区ボランティアセンターへの登録数
- [注3] 同一名称、同一所在地の施設で、旧ユニット型施設が更新により2施設となったものは2施設とする